

議案第2号

令和6年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

令和6年度の川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

1 募集の区分

川崎市立高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募 集 の 区 分	課 程
一般募集（共通選抜）	全日制の課程
	定時制の課程（昼間部）
一般募集（共通選抜・定通分割選抜）	定時制の課程（夜間）
特別募集（在県外国人等特別募集）	定時制の課程（昼間部）

2 志願資格

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、平成21年4月1日以前に出生した者で、次のアからエまでのいずれかに該当する者であって、かつ、川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年川崎市教育委員会規則第7号）に定める通学区域（以下「学区」という。）の要件を満たす者とする。

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は終了した者

イ 中学校を令和6年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者

エ 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を令和6年3月31日までに修了する見込みの者

(2) 特別募集（在県外国人等特別募集）

在県外国人等特別募集に係る志願者は、前記（1）に該当する者であって、かつ、外国の国籍を有する者（難民として認定された者を含む。）で、入国後の在留期間が通算で6年以内の者（令和6年2月1日現在）とする。

なお、日本国籍を取得して6年以内の者（令和6年2月1日現在）は、外国の国籍を有する者とみなす。

3 学区の確認

学区の確認に関して必要な事項は、川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

4 募集の方法

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

一般募集は、各高等学校の各課程における学科ごとに行う。

(2) 特別募集（在県外国人等特別募集）

在県外国人等特別募集は、川崎市立川崎高等学校（定時制の課程普通科昼間部）において行う。

5 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課程	募 集 期 間	
一般募集	全日制の課程 定時制の課程（昼間部）	（共通選抜） インターネットを活用した 出願（以下「インターネット 出願」という。）期間 令和6年 1月24日（水）から 同月31日（水）まで	（定通分割選抜） 紙による入学願書出願 期間 令和6年3月5日（火） 及び 同月6日（水）
	定時制の課程（夜間）		
特別募集 （在県外国人 等特別募集）	定時制の課程（昼間部）	インターネット出願期間 令和6年 1月24日（水）から 同月31日（水）まで 志願資格確認期間 令和6年 1月4日（木）から 同月16日（火）まで （土曜日、日曜日及び休日 を除く。）	

6 志願

(1) 志願手続及び入学検定料の納付

ア 一般募集（共通選抜（二次募集を除く。））及び特別募集（在県外国人等特別募集）の志願者は、インターネット出願システムにより出願に必要な情報を入力し、入学検定料を納付した上、中学校の校長の承認を受けるものとする。

イ 一般募集（共通選抜（二次募集）・定通分割選抜）の志願者は、入学検定料を納付した上、志願先の高等学校の校長に紙により入学願書等を提出するものとする。

(2) 志願の範囲

ア 志願は、募集期間を同じくするものについては、一の募集の区分の一の高等学校の一の課程の一の学科に限る。ただし、工業に関する学科の志願者が、同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。

イ 令和6年度入学者選抜における国公立の高等学校（高等専門学校を含む。）又は特別支援学校の合格者は、定通分割選抜に志願することは認めない。

7 志願変更

(1) 志願変更の対象

志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う一般募集若しくは特別募集又は同じ高等学校が行う他の一般募集若しくは特別募集に志願変更することを認める。

なお、前記6の(2)による第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

(2) 志願変更の期間

志願変更期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課程	志願変更の期間	
一般募集	全日制の課程 定時制の課程(昼間部)	(共通選抜) 令和6年 2月5日(月)から 同月7日(水)まで	
	定時制の課程(夜間)		(定通分割選抜) 令和6年3月7日(木)
特別募集 (在県外国人 等特別募集)	定時制の課程(昼間部)	令和6年 2月5日(月)から 同月7日(水)まで	

8 選抜の方法

- (1) 中学校の校長は、志願者の調査書を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。
- (2) 高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記9の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。
- (3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

9 選抜のための検査

(1) 一般募集(共通選抜・定通分割選抜)

全日制の課程及び定時制の課程においては、学力検査(原則として、全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)の5教科、定時制は国語、数学及び外国語(英語)の3教科)を実施する。なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査(実技検査、自己表現検査及び面接又はそのいずれかをいう。以下同じ。)を実施する場合がある。

ア 定時制の課程の志願者のうち、18歳以上(令和6年4月1日現在)の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

イ 特色検査を実施するに当たって、全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。

(2) 特別募集(在県外国人等特別募集)

学力検査(国語、数学及び外国語(英語)の3教科)及び面接とする。

- (3) 一般募集(共通選抜)及び特別募集(在県外国人等特別募集)を志願した者のうち、インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により学力検査又は作文(定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。)の全てを受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として追検査を実施する。ただし、追検査の方法等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(4) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者に係る選抜のための検査方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(5) 障害等のある志願者に係る選抜のための検査方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

10 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次表のとおりとする。

(1) 一般募集（共通選抜）

課 程	学力検査	特 色 検 査
全日制の課程 定時制の課程 (昼間部・夜間)	令和6年 2月14日(水)	令和6年 2月14日(水)から同月16日(金)までのうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。ただし、学力検査を5教科実施する場合は、2月14日(水)に特色検査は実施しない。
	追 検 査 の 期 日	
	令和6年2月20日(火)	
	合 格 発 表 の 期 日	
		令和6年2月28日(水)

(2) 一般募集（定通分割選抜）

課 程	学力検査	特 色 検 査
定時制の課程 (夜間)	令和6年 3月14日(木)	令和6年 3月14日(木)及び同月15日(金)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。
	合 格 発 表 の 期 日	
	令和6年3月21日(木)	

(3) 特別募集（在県外国人等特別募集）

課 程	学力検査	面 接
定時制の課程 (昼間部)	令和6年 2月14日(水)	同 左
	追 検 査 の 期 日	
	令和6年2月20日(火)	
	合 格 発 表 の 期 日	
		令和6年2月28日(水)

11 二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

(1) 志願資格

前記2の志願資格を有する者であつて、かつ、志願時において、令和6年度入学者選抜における国公私立の高等学校（高等専門学校を含む。）又は特別支援学校の合格者になっていない者とする。

(2) 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	募 集 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程（昼間部）	令和6年 3月1日（金）及び 同月4日（月）

(3) 志願

ア 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料を納付した上、志願先の高等学校の校長に紙により入学願書等を提出するものとする。

イ 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一の高等学校の一の課程の一の学科に限る。ただし、工業に関する学科の志願者が、同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。

(4) 志願変更

ア 志願変更の対象

二次募集に係る志願の手續を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う二次募集又は同じ高等学校が行う他の二次募集に志願変更することを認める。

なお、前記(3)のイによる第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

イ 志願変更の期間

志願変更期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	募 集 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程（昼間部）	令和6年 3月5日（火）及び 同月6日（水）

(5) 検査の内容

全日制の課程及び定時制の課程（昼間部）については、国語、数学及び外国語（英語）の3教科の学力検査を実施する。

また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、特色検査（面接）を実施する場合がある。

なお、定時制の課程（昼間部）の志願者のうち、18歳以上（令和6年4月1日現在）の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

(6) 検査等の期日

検査等の期日は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	学力検査の期日	特色検査の期日	合格発表の期日
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程 (昼間部)	令和6年 3月8日(金)	同 左	令和6年 3月13日(水)

12 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

13 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 高等学校の校長は、前記(1)に定める手続を行わない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

14 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、川崎市立の高等学校の入学者の募集及び選抜に関して必要な事項は、教育長が別に定める。